

著作物 2（美術、応用美術）

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年4月20日改訂



美術の著作物

- 美術の著作物（絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物）
- 美術の著作物には、**原作品による公衆への展示**を独占する権利である展示権が発生する。

25条（展示権）

「著作者は、その**美術の著作物**又は**まだ発行されていない写真の著作物**をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。」

- タイプフェイス（書体）については、裁判所は、文字が情報伝達に必須の公共手段であり、特定の者に使用を独占させるのは社会活動を阻害するとの観点で、常に著作物性を否定する結論を導いている。
- 伝統的な美術の著作物は、**純粋に鑑賞させることのみを目的とする**ものであり、かつ**一品製作される**著作物（原作品と複製物が区別されるもの。すなわち、原作品と全く同一の複製物を作成できないもの。）である。このような著作物を純粋美術（fine art）の著作物という。
- ◆ 2条2項は、美術の著作物には美術工芸品（実用品であるものの一品製作されるもの。例えば、芸術的な陶磁器、漆器。）が含まれると規定する。そこで、2条2項に該当しない**応用美術（applied art）（工業的に量産される実用品のデザイン）**が著作物として保護されるのか問題になる？
- ◆ 保護される場合、**応用美術の創作性が認められるためには、純粋美術に匹敵する高度の芸術性が必要なのか？**

最高裁平成9年7月17日判決（ポパイネクタイ事件）

- 連載漫画に基づき読者が認識する登場人物（キャラクター）の抽象的特徴は著作物ではない。著作物は、具体的な漫画（ストーリー＋漫画絵）である。
- 一話完結形式の連載漫画においては、後続回の漫画は、先行回の漫画を翻案した二次的著作物である。
- 二次的著作物について翻案者が取得する著作権の権利範囲は、新たに付加された創作部分に限定される。原著作物から承継した部分は権利範囲から除かれる。

「1 著作権法上の著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（同法二条一項一号）とされており、一定の名称、容貌、役割等の特徴を有する登場人物が反復して描かれている一話完結形式の連載漫画においては、当該登場人物が描かれた各回の漫画それぞれが著作物に当たり、具体的な漫画を離れ、右登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということとはできない。けだし、キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいふべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものである。したがって、一話完結形式の連載漫画においては、著作権の侵害は各完結した漫画それぞれについて成立し得るものであり、著作権の侵害があるというためには連載漫画中のどの回の漫画についていえるのかを検討しなければならない。

2 このような連載漫画においては、後続の漫画は、先行する漫画と基本的な発想、設定のほか、主人公を始めとする主要な登場人物の容貌、性格等の特徴を同じくし、これに新たな筋書を付するとともに、新たな登場人物を追加するなどして作成されるのが通常であって、このような場合には、後続の漫画は、先行する漫画を翻案したものといえることができるから、先行する漫画を原著作物とする二次的著作物と解される。そして、二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作部分のみについて生じ、原著作物と共通しその実質を同じくする部分には生じないと解するのが相当である。けだし、二次的著作物が原著作物から独立した別個の著作物として著作権法上の保護を受けるのは、原著作物に新たな創作的要素が付与されているためであって（同法二条一項一―号参照）、二次的著作物のうち原著作物と共通する部分は、何ら新たな創作的要素を含むものではなく、別個の著作物として保護すべき理由がないからである。」

最高裁平成9年7月17日判決（ポパイネクタイ事件）

- 一審被告のネクタイに描かれていた「本件図柄一」が複製権侵害物であるか否かを検討するに当たって、あるコマに描かれていた具体的な絵を本件著作物として特定した。

※ 東京地裁令和5年12月7日判決（木枯らし紋次郎事件）は、テレビ作品化された小説における主人公の風貌について、小説中のどの文章表現が対象著作物であるのか具体的に特定しなければならないと判断した。

- 本判決は、複製該当性のあてはめでは、読者が認識するポパイの抽象的概念を考慮している。

- ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決を引用した上、複製に該当するためには、一審原告漫画に描かれていたポパイの具体的な絵と細部まで一致することは要求されず、当該絵の本質的特徴を直接感得できればよいことを確認した。

「4 ところで、著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうところ（最高裁昭和五〇年（オ）第三二四号同五三年九月七日第一小法廷判決・民集三二卷六号一一四五頁参照）、複製というためには、第三者の作品が漫画の特定の画面に描かれた登場人物の絵と細部まで一致することを要するものではなく、その特徴から当該登場人物を描いたものであることを知り得るものであれば足りるというべきである。」

5 これを本件についてみるに、原審の前記認定事実によれば、第一回作品においては、その第三コマないし第五コマに主人公ポパイが、水兵帽をかぶり、水兵服を着、口にパイプをくわえ、腕にはいかりを描いた姿の船乗りとして描かれているところ、本件図柄一は、水兵帽をかぶり、水兵服を着、口にパイプをくわえた船乗りが右腕に力こぶを作っている立ち姿を描いた絵の上下に「POPEYE」「ポパイ」の語を付した図柄である。右によれば、本件図柄一に描かれている絵は、第一回作品の主人公ポパイを描いたものであることを知り得るものであるから、右のポパイの絵の複製に当たり、第一回作品の著作権を侵害するものというべきである。」

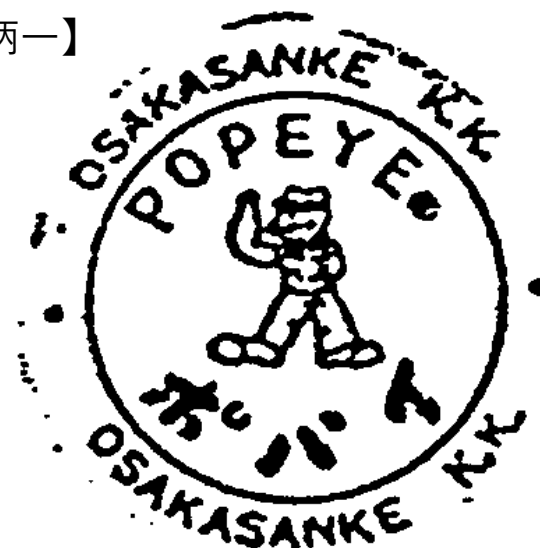
最高裁平成9年7月17日判決（ポパイネクタイ事件）

【一審原告漫画】



第三コマの
ポパイの絵

【本件図柄一】



第五コマの
ポパイの絵

- 被告図柄一から、一審原告漫画の第三及び五コマに描かれたポパイの絵の本質的特徴である、水泳帽をかぶり、水兵服を着て、口にパイプを加えた船乗りであるポパイを直接感得できるから複製に該当する旨判断した。

「5 これを本件についてみるに、原審の前記認定事実によれば、第一回作品においては、その第三コマないし第五コマに主人公ポパイが、水兵帽をかぶり、水兵服を着、口にパイプをくわえ、腕にはいかりを描いた姿の船乗りとして描かれているところ、本件図柄一は、水兵帽をかぶり、水兵服を着、口にパイプをくわえた船乗りが右腕に力こぶを作っている立ち姿を描いた絵の上下に「POPEYE」「ポパイ」の語を付した図柄である。右によれば、本件図柄一に描かれている絵は、第一回作品の主人公ポパイを描いたものであることを知り得るものであるから、右のポパイの絵の複製に当たり、第一回作品の著作権を侵害するものというべきである。」

東京地裁令和5年12月7日判決（木枯らし紋次郎事件）

【裁判所の判断】

「著作権者は、一話完結形式の連載小説に係る著作権侵害を主張する場合、その連載小説中のどの回の文章表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定する必要があるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、原告らは、特定論において、著作権が侵害されたと主張する著作物につき、①通常より大きい三度笠を目深にかぶり、②通常よりも長い引き回しの道中合羽で身を包み、③口に長い竹の楊枝をくわえ、④長脇差を携えた渡世人という記述（以下「本件渡世人」という。別紙本件紋次郎表示目録参照）であると特定するにとどまり、本件渡世人を個別の写真や図柄等として特定するものではなく、その他に主張する予定もないと陳述している（第1回口頭弁論調書参照）。

そうすると、原告らは、一話完結形式の連載小説に係る著作権侵害を主張する場合、その連載小説中のどの回の文章表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定するものではない。

したがって、原告らの特定論に係る主張を前提とすれば、原告らは、本件書籍において著作権が侵害されたという著作物を具体的に特定しないものとして、その主張自体失当というほかなく、この理は、本件漫画作品、本件テレビ作品及び本件映画作品の一貫した中心人物として主張される本件渡世人についても、異なるところはない。

仮に、原告らが、本件渡世人という記述に加え、本件書籍、本件漫画作品、本件テレビ作品及び本件映画作品の一貫した中心人物という趣旨をいうものとして特定しているとしても、上記中心人物は、本件書籍、本件漫画作品、本件テレビ作品及び本件映画作品の表現から昇華した登場人物の人格ともいえるべき抽象的概念をいうものであるから、原告らが特定するものは、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものであるということからすると、これを著作物であると認めることはできない。」

東京地裁令和5年12月7日判決（木枯らし紋次郎事件）

（別紙）

本件紋次郎表示目録

①本件書籍、本件漫画作品、本件テレビ作品及び本件映画作品の一貫した中心人物であり、②外観上、通常より大きい三度笠を目深にかぶり、通常よりも長い引き回しの道中合羽で身を包み、口に長い竹の楊枝をくわえ、長脇差を携えた渡世人との特徴があり、③例えば、本件テレビ作品でいえば下記のような表現

記

- 本判決は、上記②の特徴はありふれた表現であるため、創作性がないと判断した。
- 紋次郎が、ポパイネクタイ事件最高裁判決当時のポパイの知名度に比して、知名度が低かったことを考慮した事例判断と思われる。



東京地裁令和5年12月7日判決（木枯らし紋次郎事件）

被告図柄目録



上記図柄に「紋次郎」との語を付したもの。

被告商品目録

1 商品名 紋次郎いか



2 商品名 紋次郎いか



応用美術の著作物性

- 応用美術（applied arts）とは、一般に、工業製品（工業的に量産される実用品[※]）の審美性を向上させるためのデザイン又は装飾に应用される作品を意味し、美的鑑賞をさせるだけの目的で創作された作品である純粋美術（fine arts）と対極する概念である。

※ 裁判例は、一品制作される（量産されない）美術工芸品も含むように応用美術を定義することがある。

- ◆ 工業製品の機能的に不可欠な構成に著作権が発生すると、産業を阻害することになる。そのため、応用美術の著作権を認めてよいのかが問題になる。

- ベルヌ条約は、応用美術の作品、工業デザイン及び工業模型（works of applied art, and industrial designs and models）を法律上保護する条件を加盟国各国の裁量に委ねている。日本の著作権法では、美術工芸品が美術の著作物として保護されることが明記されているものの、応用美術の取り扱いは規定されていない。2条2項は、美術工芸品（手作業で一品制作される芸術的な製品）は美術の著作物（10条1項4号）に含まれると規定している。

- 応用美術の著作物性の判断基準：

➤ 応用美術のうち**実用的な機能とは分離して把握できる美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現**を備えているもののみが美術の著作物になり得る（分離可能性説、平成26年8月28日ファッションショー事件知財高裁判決）。

- 表現の仕方にはバリエーションがあるが、これが裁判所が採用する判断基準の主流。

- この分離可能説の基準は、建築物の創作性の判断にも適用され得る。

➤ 応用美術が保護されるための要件

① 実用的な機能とは分離して把握できる美的特性があること。

② その美的特性に創作性がある（著作者の個性が表れている）こと。分離される限り、創作性の有無は、通常的判断基準で判断される。すなわち、純粋美術に匹敵する高度の芸術性は要求されない。

応用美術の著作物性

◆意匠権による工業製品デザインの保護と著作権による応用美術の保護との関係

- 意匠法40条は、意匠権侵害者の過失を推定している。この推定は、実務上、覆滅されることはない。したがって、意匠権侵害は、事実上、無過失責任である。
- 企業は、当然、知的財産権侵害の責任を負いたくない。そのため、企業は、通常、意図的に知的財産権を侵害しない。侵害者の過失が推定される特許権、意匠権、商標権は、無意識に権利侵害をした企業に対して損害賠償請求できる強みがある。
- これに対し、著作権法には過失推定規定がないため、著作権侵害に基づく損害賠償請求をするためには、著作権者は民法709条の過失を立証しなければならない。
- 著作権侵害に基づく差止請求（112条1項）をするためにも、著作権者は依拠性を立証しなければならない。

※依拠性は、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決と江差追分事件最高裁判決で示された複製又は翻案の要件である。さらに、**依拠性と類似性（表現の本質的特徴を直接感得できること）は、著作権侵害・著作者人格権侵害の共通の要件である**と考えられる（パテント 2012 vol.65 No.12 「著作権法における侵害要件の再構成」上野達弘）。

➤ 過失推定規定がないこと、依拠性の立証が要求されることから、実務上、著作権を行使できる場合は限定されており、応用美術の著作権を認めても、意匠登録の必要性を減殺しない。

※ただし、実際には、登録意匠との類似が発生することは少ない。そのため、意匠権侵害訴訟の件数は少ない。

※工業製品のデザインは、不正競争防止法2条1項3号の形態模倣禁止（国内で販売開始してから3年間に限り保護）によっても保護されている。

応用美術であるタコ形状滑り台の著作物性を判断した知財高裁判決（令和3年12月8日判決、令和3年（ネ）第10044号）

【裁判所の判断】

- 分離可能説の基準を採用した上、分離可能要素（実用的な機能とは分離して把握できる美的鑑賞の対象となり得る美的特性）に創作性がある場合には、分離可能要素を含む作品全体が美術の著作物として保護される、と述べた。
- 下記写真に示される原告滑り台のうち天蓋（タコの頭の上部）のみが分離可能要素であり、他の部分は滑り台の機能（利用者の滑り降り、利用者の落下防止）に不可欠な構造である。
- 天蓋（分離可能要素）は、ありふれた形状であるから創作性がない。そのため、原告滑り台には美術の著作物としての著作物性がない。

【原告滑り台】



【被告滑り台】



応用美術であるタコ形状滑り台の著作物性を判断した知財高裁判決（令和3年12月8日判決、令和3年（ネ）第10044号）

【考察】

- 滑り台に実用上不可欠な構成は、一つのスライド台、当該スライド台を支持する部材、当該スライド台の頂点に登るための階段又は梯子、及び落下防止側壁のみと理解することができたのではないか？
- そのように理解した場合には、原告滑り台のうち、天蓋（タコの頭の上部）に加えて、**左右のねじれたスライド台とそれらを支持する大きな貫通孔を備えた構造物**も、分離可能要素とし、創作性判断の対象とすることができたと考える。